

## 道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務 公募型プロポーザル 実施要領

### 1 目的

安芸高田市の農業振興、観光振興及び地域活性化対策として進める「道の駅」整備の実現に向け、平成 28 年 8 月に道の駅基本構想を策定し、平成 29 年 3 月に基本計画を策定しました。

本市が整備する道の駅は、本市の地域資源を活かした新たな観光資源の整備や既存の観光資源相互のネットワークの強化の推進を図るとともに、情報発信による誘致活動の展開やイベント開催などの受入体制の整備等による、魅力と個性ある周遊・着地型観光の充実を図り、商業・観光振興につながる施設としたいと考えています。

本市が道の駅整備にかかる設計者を決定するにあたり、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施します。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務

#### (2) 業務内容

道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務 公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

ただし、この業務内容は受託者が業務成果として求める最低限の仕様を参考として示したものであり、提案者の技術提案内容を制限するものではない。

#### (3) 履行期限

契約締結の日から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

#### (4) 発注者

安芸高田市長 浜田 一義

#### (5) 選定方式

公募型プロポーザル

#### (6) 契約限度額

33,579 千円（消費税相当額を含む）

#### (7) 事務局

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市役所企画振興部政策企画課

TEL：0826（42）5612 FAX：0826（42）4376

E-mail：seisakukikaku@city.akitakata.jp

安芸高田市ホームページ：<http://www.akitakata.jp>

### 3 参加資格について

#### (1) 参加資格要件

参加を申し込む者は、参加申込日において次の要件全てに該当すること。

- ①平成 29・30 年度安芸高田市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録され、「建築関係」建設コンサルタント業務の認定をされている者。
- ②広島県内に本店を有している者。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ④建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑤参加意向申出書及び技術提案書の提出の日から契約締結の日までの間において、安芸高田市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を受けていないこと。この場合において、国及び県工事等において指名除外がある場合も参加資格がないものとする。
- ⑥この設計を担当する管理技術者は、平成 19 年 4 月 1 日以降に元請人又は設計共同企業体の構成員（代表者に限る。）の管理技術者として、道の駅やサービスエリア又はこれに類似する施設の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有すること。ここでいう「これに類似する施設」とは、国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領（別表）」の別表 1-1 建築物の種類の第五号に該当する施設を指し、延べ床面積が 700 ㎡以上（新築に限る。）のものとする。
- ⑦単体企業であること。

### 4 参加表明書及び技術提案書の提出方法等

#### (1) 第一次選考用提出書類（参加意向申出書等）の提出

- ①提出期限 平成 29 年 6 月 26 日（月）17 時 00 分（必着）
- ②提出先 安芸高田市企画振興部政策企画課  
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
- ③提出書類 参加意向申出書（様式 1） 1 部  
業務実施体制調書（様式 2） 1 部  
事務所の同種・類似業務実績調書（様式 3） 1 部  
予定技術者の経歴調書（様式 4-1～4-6） 1 部  
経営戦略やブランディングの実績を有する協力者の経歴等（様式 5） 1 部  
事務所概要資料 1 部
- ④提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送してください。）
- ⑤その他 参加資格の確認を行い、第 1 次審査結果を書面により通知します。

#### (2) 第二次選考用提出書類（技術提案書等）の提出

- ①提出期限 平成 29 年 7 月 24 日（月）17 時 00 分（必着）

- ②提出先 安芸高田市企画振興部政策企画課  
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
- ③提出書類 技術提案書(様式6) 1部  
協力事務所調書(様式7) 1部  
業務の実施方針及び実施手法(様式8) 15部  
課題に対する提案(様式9) 15部  
見積書 1部
- ④提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送してください。)
- ⑤その他 所定の様式以外の書類については受理しません。

## 5 質問方法

提出書類等の作成又は提出に関する質問がある場合は、質問書(様式10)により提出(FAX、メール可)をお願いします。質問内容及び回答については、安芸高田市ホームページに掲載しますが、質問者は公表しません。

## 6 提出書類一覧

提出書類	様式等	提出部数	提出期限
参加表明 参加者	参加意向申出書 様式1	1部	6/26(月) 17時必着
	業務実施体制調書 様式2	1部	
	事務所の同種・類似業務実績調書 様式3	1部	
	予定技術者の経歴調書 様式4-1~6	1部	
	経営戦略やブランディングの実績を有する協力者の経歴等 様式5	1部	
	事務所概要資料(パンフレット等)	1部	
技術提案 参加者	技術提案書 様式6	1部	7/24(月) 17時必着
	協力事務所調書 様式7	1部	
	業務の実施方針及び実施手法 様式8	15部	
	課題に対する提案 様式9	15部	
	見積書	1部	
共通	質問書(疑義がある場合のみ) 様式10	1部	

## 7 参考資料

No.	資 料 名
1	位置図
2	道の駅「(仮称)あきたかた」基本計画
3	道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務公募型プロポーザル 実施要領(本書)
4	道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務委託 設計者選考要領
5	道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務公募型プロポーザル 業務参加表明書・技術提案書作成要領
6	道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務公募型プロポーザル 仕様書
7	ふれあいたかた産直市配置図及び立面図等(電子データ無)
8	安芸高田市公共建築物等木材利用促進方針

※上記7以外は、市ホームページからダウンロードしてください。

※上記7については、建設部建設課隣の閲覧室において、閲覧してください。

## 8 審査方法

### (1) 第一次選考(技術提案書の提出者の選考)

参加表明書の提出者については、資格要件の確認及び評価を行い、資格要件を満たす者の中から、5者程度を選考します。

選考は平成29年7月3日(月)に実施し、その結果については、郵送により通知します。

技術提案書の提出要請を受けた者は、技術提案書を提出してください。

### (2) 第二次選考(技術提案書の特定)

第一次選考を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次選考において技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、設計者の候補者として特定者及び次点者各1者を特定します。

ヒアリング等の詳細な日時等は、追って通知します。また、選考結果については、平成29年8月上旬までに全者に対し郵送により通知します。

## 9 評価基準

### (1) 第一次選考

参加表明書の評価基準は、次の評価表によります。なお、各評価項目の配点については、道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務委託 設計者選考要領のとおりとします。

評価項目	評価事項	配点
1 事務所の評価 (業務経歴等)	同種業務実績 (件数及び施設規模)	12.0
2 配置技術者の資格、技術力 (技術者等の経験と能力)	(1) 資格の内容	10.0
	(2) 同種業務の実績	30.0
	(3) 実務経験年数	12.0
3 マーケティング等に関する 協力者の技術力	マーケティング、商品・サービス開発、 ブランディングに関する実績件数	36.0

## (2) 第二次選考

技術提案書の評価基準は、次の評価表によります。なお、各評価項目の配点については、道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務委託 設計者選考要領のとおりとします。

評価項目	評価事項	配点
業務の実施方針及び手法	(1) 業務の理解度	13.0
	(2) 道の駅基本計画を実現する方法	13.0
	(3) 設計上の配慮事項	13.0
課題に対する提案	(4) 課題に対する技術提案の的確性・創造性・実現性	36.0
見積内容	(5) 見積書	10.0
ヒアリング	(6) ヒアリングを踏まえた総合評価	15.0

## 10 選定委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。道の駅「(仮称)あきたかた」調査設計等業務委託設計候補者選定委員会の委員は次のとおりとします。

区分	氏名	役職等
委員長	吉長 成恭	県立広島大学大学院経営管理研究科客員教授
副委員長	竹本 峰昭	副市長
委員	鎌田 裕介	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所副所長
委員	毛利 洋二	J A広島北部農業協同組合総務部長
委員	竹本 隆文	安芸高田市商工会事務局長
委員	西岡 保典	企画振興部長
委員	猪掛 公詩	産業振興部長
委員	伊藤 良治	建設部長

**11 特定・非特定の通知**

技術提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨を書面により通知します。

なお、特定された場合であっても、提案内容の履行を保証するものではありません。

**12 契約について**

(1) 審査委員会により最優秀者に選定された者は、業務委託契約を締結します。

①契約日 平成 29 年 8 月上旬

②履行期限 調査設計等業務 平成 30 年 3 月 30 日 (金) まで

(2) 契約書作成の要否 要

**13 プロポーザルの実施スケジュール**

実施内容	実施時期
プロポーザル実施の公表	6 月 12 日 (月)
プロポーザル参加者の募集	6 月 13 日 (火) ～6 月 26 日 (月)
質問受付期間	6 月 13 日 (火) ～6 月 19 日 (月)
質問回答期限	6 月 22 日 (木)
参加意向申出書提出期限	6 月 26 日 (月) 17 時必着
第一次審査委員会 (書類審査)	7 月 3 日 (月)
第一次審査結果通知	7 月 5 日 (水)
現場説明会	7 月 7 日 (金)
質問受付期間	7 月 7 日 (金) ～7 月 13 日 (木)
質問回答期限	7 月 18 日 (火)
技術提案書等提出期限	7 月 24 日 (月) 17 時必着
最終審査委員会 (ヒアリング)	8 月上旬
最終審査結果通知	8 月上旬発送
契約締結	8 月上旬

**14 プロポーザルの取扱い**

(1) 本事業の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しません。

- (4) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければなりません。

## 15 経費の負担

本プロポーザルに参加することによって生じる費用は、全て参加者の負担とします。

## 16 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 技術提案書作成要領に指定する技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関してプロポーザル審査委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

## 17 その他

- (1) プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することはできません。
- (2) プロポーザルの作成のために安芸高田市において作成した資料は、安芸高田市の了解なく公表、使用することはできません。
- (3) プロポーザルは最適な設計者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- (5) 審査内容に関する問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

履行実績が認められる業務について

1. 同種施設と類似施設について

同種施設	類似施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅</li> <li>・サービスエリア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領（別表）」の別表1-1建築物の種類の第五号</li> </ul>

別表1-1 建築物の類型（告示別添二による建築物の類型）

建築物の 類型	建築物の用途等	
	第1類（標準的なもの）	第2類（複雑な設計等を必要とするもの）
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
第六号	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、 専門学校（実験施設等を有するもの）、 研究所等
第九号	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、 保養所等
第十号	病院、診療所等	総合病院等
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、 リハビリセンター等	多機能福祉施設等
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館 研修所、警察署、消防署等

- (注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。  
 2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。